

特別養護老人ホーム 木津芳梅園 入所（多床室：1割負担）

※利用者の所得段階

利用者の所得の内容により、以下の通り、居住費・食費の負担額が変動となります。

○第1段階	・生活保護者等、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方について、下記料金表の、 ⑭居住費に係る負担額が0円、⑮食費が300円となります。
○第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税+合計所得金額が80万円以下の方について、下記料金表の、 ⑭居住費に係る負担額が370円、⑮食費が390円となります。
○第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方について、下記料金表の、 ⑭居住費に係る負担額が370円、⑮食費が650円となります。
○第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が120万円超の方について、 下記料金表の、⑭居住費に係る負担額が370円、⑮食費が1,360円となります。
○第4段階	・市区町村民税課税世帯の方は、基準額での計算となります。下記料金表の、⑭居住費に係る負担額が 1,220円、⑮食費が1,520円となります。

○多床室料金表

（本表記載の料金は、あくまで目安として表示する金額で確定金額ではありません）

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護老人福祉施設サービス費		574	642	713	781	848
加算内訳	②日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	③栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	④看護体制加算（Ⅰ）	6	6	6	6	6
	⑤看護体制加算（Ⅱ）	13	13	13	13	13
	⑥夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	⑦科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1	1	1	1	1
	⑧処遇改善加算(①～⑦)×8.3%	56	62	67	73	79
	⑨特定処遇改善加算(①～⑦)×2.7%	18	20	22	23	25
	⑩ベースアップ等支援加算(①～⑦)×1.6%	11	12	13	14	15
	⑪合計単位数(①～⑩)		748単位	825単位	904単位	980単位
⑫介護サービス利用料(⑪×10.27)		7,681円	8,472円	9,284円	10,064円	10,845円
⑬利用者自己負担額(⑫の10%)		769円	848円	929円	1,007円	1,085円
第1段階	⑭ 居住費に係る自己負担額	0円	0円	0円	0円	0円
	⑮ 食費に係る自己負担額	300円	300円	300円	300円	300円
	・自己負担額（日額）⑬+⑭+⑮	1,069円	1,148円	1,229円	1,307円	1,385円
第2段階	⑭ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円
	⑮ 食費に係る自己負担額	390円	390円	390円	390円	390円
	・自己負担額（日額）⑬+⑭+⑮	1,529円	1,608円	1,689円	1,767円	1,845円
第3段階①	⑭ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円
	⑮ 食費に係る自己負担額	650円	650円	650円	650円	650円
	・自己負担額（日額）⑬+⑭+⑮	1,789円	1,868円	1,949円	2,027円	2,105円
第3段階②	⑭ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円
	⑮ 食費に係る自己負担額	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
	・自己負担額（日額）⑬+⑭+⑮	2,499円	2,578円	2,659円	2,737円	2,815円
第4段階	⑭ 居住費に係る自己負担額	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円
	⑮ 食費に係る自己負担額	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円
	・自己負担額（日額）⑬+⑭+⑮	3,509円	3,588円	3,669円	3,747円	3,825円

（注1）介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更額にあわせてご利用者の負担額を変更します。

（注2）居室と食事に係る負担額については、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度により計算いたします。

（注3）基本報酬には新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価としての0.1%上乗せが含まれます。

○その他の加算額（該当される利用者様のみ加算されます）

加算項目	負担額	内容について
①療養食加算	7円/回	療養食を提供した場合1食当り7円加算されます。
②安全対策体制加算（入所日）	21円/回	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に1回のみ加算されます。
③初期加算	31円/日	入所から1ヶ月間は初期加算として1日当り31円が加算されます。30日を超える入院後に再び入所された場合にも加算されます。
④外泊・入院加算	253円/日	入院またはご自宅等に外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度に介護サービス費に替え、1日当り253円が加算されます。
⑤経口維持加算（Ⅰ）	411円/月	入所者の経口維持計画を作成し、経口摂取の為の特別な管理を行った場合に加算されます。
⑥経口維持加算（Ⅱ）	103円/月	上記に歯科医師が加わった場合に加算されます。
⑦看取介護加算(31日～45日前)	74円/日	看取り介護で死亡日以前31日以上45日以下に加算されます。
⑧看取介護加算(4日～30日前)	148円/日	看取り介護で死亡日以前4日以上30日以下に加算されます。
⑨看取介護加算(前日・前々日)	699円/日	看取り介護で死亡日前日および前々日に加算されます。
⑩看取介護加算(当日)	1,315円/日	看取り介護で死亡日に加算されます。
⑪再入所時栄養連携加算	206円/回	病院等に入院した場合であって、退院後に再入所する際に双方の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。
⑫若年認知症入所者受入加算	124円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合に加算されます。

○その他の利用料金について

ご利用内容	金額	備 考
①おやつ代	100円/日	お茶以外の飲み物代および選択おやつ代（1日）
②特別な食事	実費	通常提供される食事以外の食事（酒を含む）
③理容サービス	1,700円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
④理容サービス（顔剃り）	1,000円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
⑤貴重品管理	500円/月	施設の指定する金融機関に預け入れている預金(1ヶ月) ※お預りするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
⑥レクリエーション、クラブ費	材料費実費	ご契約者の希望により参加されたレクリエーションやクラブ費用
⑦電気代（持込電化製品あり）	30円/日	持ち込み電化製品1台につき（1日）
⑧外出・外食等特別な行事	実費	
⑨個人使用の特別な器具	実費	
⑩施設サービス提供以外の費用		原則として家族の会に入会して頂きます。会費は別途、家族の会規約によりお支払いいただきます。

○加算による利用料について

1. 日常生活継続支援加算

入所者の介護度の割合、および職員の実務者（介護福祉士）の割合等が所定の割合を満たす場合に加算されます。

2. 栄養マネジメント強化加算

常勤の管理栄養士を1名以上配置し、低栄養のリスクの高い入所者に対して医師、看護師、介護支援専門員等と共同して作成した栄養ケア計画に基づき、食事の観察を行い食事の調整等を実施している場合に加算されます。

3. 看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

4. 看護体制加算（Ⅱ）

看護職員の数、最低基準値+1名配置している場合に加算されます。

5. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜勤対応介護職員の数、最低基準値+1名配置している場合に加算されます。

6. 自立支援促進加算

医師が入所者ごとに自立支援に必要な医学的評価を行い、特に自立支援の為の対応が必要とされる者毎に支援計画を策定し、計画に沿ったケアを実施している場合に算定されます。

7. 科学的介護推進加算

ADL値、栄養状態、認知症の状態、疾病の状況等定められた項目の情報を厚労省に提出している場合に加算されます。